

平成 25 年 4 月

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」について

祖父母さま等（贈与者）がお孫さま等（受贈者）の教育資金に充てるために、一括して金銭を贈与し、お孫さま等の名義で新たに開設された口座に預入等をされた場合は、贈与を受ける方お 1 人さまにつき 1,500 万円までの金額について贈与税が非課税となります。

現在、JAバンクでは、本非課税制度に対応する商品の取扱い開始の準備をしております。準備が整い次第、静岡県内の JAバンク窓口等でご案内いたします。

＜制度の概要＞

贈与者 (贈与する方)	受贈者の直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母）
受贈者 (贈与を受ける方)	30歳未満
非課税となる金額と 教育資金の範囲	受贈者1人につき1,500万円 学校等へ支払う入学金、授業料等が対象となります。 ただし、学校等以外のもの（塾、習い事、スポーツ等）への支払いについては、上限500万円となります。 ◆贈与する側については、何人に贈与するか、総額はいくらかについて制限はありません。 ◆贈与を受ける側については、何人から贈与を受けても合計1,500万円までとなります。
対象期間	平成25年4月1日から平成27年12月31日までの贈与
受贈者の対応	① 金融機関と教育資金管理契約を締結していただきます。 ② 教育資金非課税申告書を提出していただきます。 ③ 受贈者名義の専用口座を開設していただき、払出しの際は、教育資金としてご利用されたことを確認するため、領収書等を取扱金融機関へ提出していただきます。 ◆専用口座の開設は、受贈者お一人につき1口座です。（他の金融機関も含め複数口座の開設はできません。複数口座を開設された場合は、1つを除き無効となります。）
その他ご注意ください	◆一度贈与すると贈与者に金銭を戻せません。 ◆将来、受贈者が30歳に達した時点で贈与を受けた金銭の残額がある場合、贈与税の課税価格に算入されます。

- ◆ 扶養義務者間で必要な都度支払われる教育費（学費や教材費、文房具などで通常必要と認められるもの）は、現在も贈与税は非課税となります（注）。

（注）相続税法第 21 条の 3 第 1 項第 2 号、相続税基本通達第 21 条の 3－3～7

※ 具体的な税務上の取扱いにつきましては、税理士等専門家にご相談ください。